七級地	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		千分の千
			主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千三十七
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七
			当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十九
	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千十九
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三
	保育所等訪問支援			千分の千十九
	障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十七
			主として知的障害のある児童を入所させる場合	千分の千十九
			当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十九

主として自閉症児を入所させる場合				千分の千十八
	主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十七
		当該施設が単独施設又は主たる指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十九
	主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十八
		当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十九
		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十九
	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合			千分の千十八
指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）				千分の千
障害児相談支援				千分の千十八
その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援			千分の千

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。